

# 退職金規程

株式会社サンブリッジ

## 【社外秘・複製および外部持出禁止】退職金規程

### (目的)

第1条 株式会社サンブリッジ（以下「会社」という）の従業員が退職したときは、この規程（以下「当規程」という）に定めるところにより退職金を支給する。

### (適用範囲)

第2条 当規程は、正社員（短時間正社員を含む）に適用し、原則として正社員以外には退職金は支給しない。ただし、会社が特に必要と認めた場合にはこの限りではない。

### (退職金共済契約)

第2条 正社員として採用（試用期間がある場合は試用期間が終了し本採用となった）ときから、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という）と退職金共済契約（以下「共済契約」という）を締結し、当制度による退職金を支給する。

### (掛金月額)

第3条 共済契約は、従業員ごとに一定の掛金月額（原則として5,000円とする）によって締結し、会社が特に認めた場合に限り、掛金月額を調整することがある。

2 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、原則、機構・中退共の掛金納付を停止する。

### (退職金の額)

第4条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額（共済契約期間が1年未満の場合は支給なし）とする。

2 退職の事由が懲戒解雇の場合には、機構・中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

3 前項の退職金の減額を中退共に申し出なかったとき、又は自己都合退職後に懲戒解雇相当の事実があったことが明らかとなったときは、会社はすでに給付された退職金の全部又は一部の返還を求めることができる。これにより退職金の返還を求められた者は、これに従わなければならない。

4 退職金が機構・中退共より支給される場合は会社から退職金の支給は原則として行わない。が、会社が必要と認めた場合は、退職金を別途支給することがある。

### (退職金の支給)

第5条 共済契約に基づく退職金の手続きは、従業員（死亡のときはその遺族）が直接、中退共に手続きを行い、支給を受けるものとする。

## 【社外秘・複製および外部持出禁止】退職金規程

### 附則

当規程を改廃する場合は、従業員の過半数を代表する者の意見を聴いて行う。

当規程は、令和4年6月1日から適用する。

### 改廃履歴

当規程は、令和7年4月1日から改訂する。